

寒川町個人情報保護審査会規則をここに公布する。

令和5年3月2日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第7号

寒川町個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町個人情報保護審査会条例（令和4年寒川町条例第28号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、寒川町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び町の機関にその旨を通知しなければならない。

(議事録)

第4条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、町長部局の個人情報保護制度主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(寒川町個人情報保護審査会規則の廃止)

2 寒川町個人情報保護審査会規則（平成11年寒川町規則第29号）は、廃止する。